

土庄町指定暑熱避難施設に関する協定書（案）

〇〇〇(以下「甲」という。)と土庄町(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

(協定の目的となる指定暑熱避難施設)

第3条 本協定の目的となる指定暑熱避難施設(以下「対象施設」という。)は、次に掲げるとおりとする。

(1) 名称

〇〇

(2) 所在地

土庄町〇〇

(開放可能日等)

第4条 対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開放する曜日

〇曜日～〇曜日

(2) 開放する時間帯

午前〇時～午後〇時

(3) 開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数

〇人

(施設の管理及び運用)

第5条 甲は、次の事項のとおり対象施設を管理及び運用する。

(1) 冷房設備は、適切に維持管理及び稼働する。

- (2) 受入れ可能人数に応じて、一人あたりの空間を適切に確保する。併せて休憩できる椅子等（既存の物で可）を配置する。
- (3) 指定暑熱避難施設であることが分かるよう掲示を行う。
- (4) 避難者の熱中症予防のための飲食を可能とする。
- (5) 環境省の熱中症予防情報等について積極的に取得し、把握に努める。
- (6) 乙のホームページ等による情報の公表に協力する。

(協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がない場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定について、変更若しくは疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するために、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 住所
名称
代表者氏名 (印)

乙 土庄町淵崎甲1400番地2
土庄町長 岡野 能之 (印)